

2007年2月15日

各 位

会社名： 株式会社 ゼンショー  
代表者名： 代表取締役社長 小川 賢太郎  
(コード番号 7550 東証第1部)  
問合せ先： 取締役グループ 経営本部長 本田 豊  
(TEL：03-5783-8818)

## 株式会社サンデーサン株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、2007年2月15日開催の取締役会において、下記のとおり株式会社サンデーサン(コード番号 9899 東証第2部/以下、「対象者」といいます。)株式を公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

安全でおいしい“食”の提供を通じ、社会に貢献することを目指す当社グループは、マーチャンダイジング上のメリットを活かすため、公開買付けにより対象者の発行済株式総数の過半数を取得することを決定いたしました。

当社グループは、原材料の調達から工場における加工・物流・店舗でのお客様への提供までを一貫体制で行うマス・マーチャンダイジング・システムにより、安全でおいしい商品の提供と品質の向上に努めており、日本及び海外にフード業を広く展開しております。

対象者は、日曜日の憩いとなるお店をつくりたいという夢を「サンデーサン」の名に込め、1971年に代表取締役会長であるト部博文氏により設立され、本拠地である山口県近隣を中心として九州地方から関東地方までの事業エリアに、洋食レストランの「サンデーサン」及びイタリアンレストランの「ジョリーパスタ」等の業態を334店舗(2007年2月15日現在)展開しております。

対象者と当社グループが長年にわたって蓄積してきた外食事業に関する経験並びにノウハウを結集・融合することで、商品開発、食材調達、製造・加工、物流、店舗開発等において、極めて競争力のある企業グループを形成できると確信しております。

本公開買付けにあたっては、対象者の大株主である有限会社SUNホールディングス(3,750,000株)、トヨタカローラ山口株式会社(2,258,000株)、山口トヨペット株式会社(559,000株)、対象者の取締役であるト部博文氏(750,000株)、ト部治久氏(462,000株)、奥原次郎氏(554,000株)(以下、「特定大株主」といいます。)の皆様にもご賛同いただき、その所有する対象者株式合計8,333,000株(対象者の発行済株式総数の51.71%)について本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

また、対象者は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議を行っております。

対象者の株式は、東証第2部に上場しておりますが、当社は、本公開買付けにおいて、買付けを行う対象者株式の数に上限を設定しており、本公開買付けが成立した場合でも、対象者の株式の上場を引き続き維持する方針であります。

なお、当社は、特定大株主との間で、本公開買付けが成立した場合、対象者の取締役であるト部博文氏、ト部治久氏、奥原次郎氏及びト部典昌氏の4名が対象者の取締役を退任することについて、合意しております。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

商号	株式会社サンデーサン	
事業内容	ファミリーレストランの経営	
設立年月日	1971年9月18日	
本店所在地	山口県周南市福川南町1番21号	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 石原 直樹	
資本金	2,958,080千円(2006年9月30日現在)	
大株主及び持株比率	有限会社SUNホールディングス	23.3%
	トヨタカローラ山口株式会社	14.0%
	ト部博文	4.7%
	山口トヨペット株式会社	3.5%
	奥原次郎	3.4%
	(注1) 上記は、対象者が2006年12月26日に提出した第36期半期報告書に基づき記載しております。	
買付け者と対象者の関係等	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

### (2) 買付け等の期間

#### 届出当初の買付け等の期間

2007年2月16日(金曜日)から2007年3月15日(木曜日)まで(20営業日)

#### 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

証券取引法(以下「法」といいます。)第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間を延長することを請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)は30営業日、公開買付け期間は

2007年3月30日(金曜日)までとなります。

(3) 買付け等の価格 1株につき、814円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

#### 算定の基礎

当社は、対象者の大株主との間で、対象者株式の取得に関する交渉・協議を行いました。その結果、大株主から公開買付けにかかる買付価格を1株あたり814円以上とする旨の提案があり、当社にて検討の結果、これを基本的に了解いたしました。

また、当社は、第三者算定人であるマスターズ・トラスト会計社(以下「算定人」といいます。)に対し、買付価格の決定に際し参考となるべき対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。算定人は、市場株価法及びディスカウント・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を用いて対象者の株式価値を算定しました。それぞれの算定手法による対象者の1株あたりの株式価値は以下の通りです。

市場株価法：727円

DCF法：644円～1,056円

算定人は、各算定結果を総合的に勘案し、最終的に、本公開買付けとの関係における対象者の1株あたりの株式価値について、727円から1,056円と算定しました。

当社は、上記合意及び上記株式価値算定に加え、対象者と協業によるシナジー効果の検証結果等を総合的に勘案し、本公開買付けの買付価格を決定しました。

なお、当該価格は、対象者株式の2007年2月14日の株式会社東京証券取引所における終値764円に対して約7%を、2006年8月15日から2007年2月14日までの過去6ヶ月間の株式会社東京証券取引所における終値の単純平均値748円(小数点以下四捨五入)に対して約9%を上乗せした価格となります。

#### 算定の経緯

当社は、昨年末より対象者との間で、両社のファミリーレストラン事業の一層の成長のため、協業によるシナジー効果発揮の可能性について協議・検討を行ってまいりました。かかる協議・検討の結果として、当社が対象者をグループ化することが、当社グループ並びに対象者の企業価値向上に資するとの認識を持つに至りました。

当社と対象者の強固な資本関係構築の必要性から、対象者のグループ化にあたっては対象者株式の過半数取得を目標として当社による対象者株式に対する公開買付けを実施することで、2007年1月中旬に両社間の基本的な合意がなされました。当該公開買付けには大株主からの賛同が不可欠であることから、当社は、対象者の大株主との間で、2006年12月末より対象者株式の取得に関する交渉・協議を行いました。その結果、当該大株主から公開買付けにかかる買付価格を1株あたり814円以上とする旨の提案があり、当社にて検討の結果、2007年1月中旬にこれを基本的に了解いたしました。

また、当社は、2007年2月初旬に、算定人に対し、買付価格の決定に際し参考となるべき対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。算定人は、市場株価法及びDCF法の各

手法を用いて対象者の株式価値を算定しました。それぞれの算定手法による対象者の1株あたりの株式価値は以下の通りです。

市場株価法：727円

DCF法：644円～1,056円

算定人は、各算定結果を総合的に勘案し、最終的に、本公開買付けとの関係における対象者の1株あたりの株式価値について、727円から1,056円と算定しました。当社は、算定人より、2007年2月8日付で「株式価値算定書」(以下「算定書」といいます。)を受領しております。当社は、上記合意及び算定書の結果に加え、対象者と協業によるシナジー効果の検証結果等を総合的に勘案し、2007年2月15日、本公開買付けの買付価格を決定しました。

#### 算定機関との関係

マスターズ・トラスト會計社は、当社の関連当事者には該当いたしません。

#### (5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	普通株式	8,300,000株
超過予定数		100,000株
買付予定総数		8,400,000株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(8,300,000株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数及び超過予定数(100,000株)の合計(8,400,000株、以下「買付予定総数」といいます。)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項および発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式については、本公開買付けの対象としておりません。

#### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付けの所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	8,300個	(買付け等後における株券等所有割合 51.80%)
対象者の総株主の議決権の数	16,023個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数8,300,000株に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2006年12月26日に提出した第36期半期報告書に記載された2006年9月30日現在の総株主の議決権の数です。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第3位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 6,837,600,000 円

(注)「買付代金」は、1株当たりの買付価格に買付予定総数(8,400,000株)を乗じた金額を記載しています。

(8) 決済の方法

買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

三菱UFJ証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

決済の開始日

2007年3月26日(月曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等に関する通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数(8,300,000株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行いません。

応募株券等の総数が買付予定総数(8,400,000株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付等に係る受渡しその他の決済を行います。

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

証券取引法施行令(以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、当該公告を公開買付期間末

日までに行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

#### 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の 16 時 00 分までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時 00 分までに到達することを条件とします。なお、当社は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

#### 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

当社は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

#### 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

当社が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

#### 公開買付けの結果の開示方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

#### その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるもので

もありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付け届出書又は関連する買付け書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付け代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付け応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付け応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付け開始公告日

2007年2月16日（金曜日）

電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。

（電子公告アドレス：<https://info.edinet.go.jp/EdiHtml/main.htm>）

(11) 公開買付け代理人

三菱UFJ証券株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

3. その他

(1) 公開買付け者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについては、対象者の取締役会より賛同を得ております。

当社は、本公開買付けの実施にあたり、特定大株主にご賛同いただき、当該株主が所有する対象者株式のうち8,333,000株（対象者の発行済株式総数の51.71%）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。なお、当社が、当該同意を得た株主のうち対象者の役員は、ト部博文氏（代表取締役会長）、ト部治久氏（代表取締役副社長）、奥原次郎氏（取締役）の3名であります。

対象者の取締役であるト部博文氏、ト部治久氏及び奥原次郎氏との間で、本公開買付けが成立した場合、これらの3名及び同じく対象者の取締役であるト部典昌氏の合計4名が退任すること、並びに当該退任する取締役に対し、対象者の内規に基づく役員退職慰労金を支給することについて、合意しております。

- ( 2 ) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要とされるその他の情報  
該当事項はありません。

以上